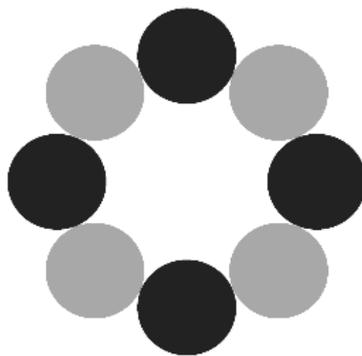


令和6年南砺市議会定例会
令和6年6月会議
議案書



南砺市

令和6年6月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	55号	令和6年度南砺市一般会計補正予算（第2号）	4
議案第	56号	令和6年度南砺市病院事業会計補正予算（第1号）	36
議案第	57号	令和6年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）	40
議案第	58号	令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）	42

条例関係

議案第	59号	南砺市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	44
議案第	60号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について	47
議案第	61号	南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	49
議案第	62号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について	51
議案第	63号	南砺市下水道条例の一部改正について	53

その他

議案第	64号	富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	55
議案第	65号	小矢部川圏域総合流域防災事業 城端地域バイパス水路整備 その14工事請負契約の締結について	57
議案第	66号	南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事請負契約の 締結について	58
議案第	67号	財産の取得について（追認）	59
議案第	68号	財産の取得について	60
議案第	69号	財産の取得について	61
議案第	70号	財産の取得について	62
議案第	71号	財産の取得について	63

議案第	72号	財産の取得について……………	64
議案第	73号	財産の取得について……………	65
議案第	74号	財産の取得について……………	66
議案第	75号	財産の取得について……………	67
議案第	76号	市道路線の認定について……………	68
議案第	77号	市道路線の廃止について……………	69
報告第	3号	令和5年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について…	70
報告第	4号	令和5年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について…	72
報告第	5号	令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について……………	73
報告第	6号	令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書 の報告について……………	74
報告第	7号	令和5年度南砺市病院事業会計予算繰越計算書の報告について……	75
報告第	8号	令和5年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	76
報告第	9号	令和5年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について…	77
報告第	10号	専決処分の報告について……………	78
報告第	11号	債権放棄の報告について……………	79

議案第55号

令和6年度南砺市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度南砺市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,909,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,893,410	712,430	3,605,840
	2 国庫補助金	1,293,932	712,430	2,006,362
17 県支出金		1,936,284	22,233	1,958,517
	2 県補助金	1,074,614	22,233	1,096,847
20 繰入金		3,828,344	197,085	4,025,429
	1 繰入金	3,828,344	197,085	4,025,429
22 諸収入		821,205	137,393	958,598
	5 雑入	411,998	137,393	549,391
23 市債		2,207,200	11,200	2,218,400
	1 市債	2,207,200	11,200	2,218,400
歳入合計		34,829,498	1,080,341	35,909,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,704,183	769,025	4,473,208
	1 総務管理費	3,213,008	274,984	3,487,992
	2 徴税費	252,031	494,041	746,072
3 民生費		9,350,016	21,584	9,371,600
	1 社会福祉費	5,830,682	2,770	5,833,452
	2 児童福祉費	3,519,334	18,814	3,538,148
4 衛生費		3,056,785	163,718	3,220,503
	1 保健衛生費	2,150,423	163,718	2,314,141
6 農林水産業費		1,622,725	16,775	1,639,500
	1 農業費	791,125	14,466	805,591
	3 林業費	605,983	2,309	608,292
7 商工費		2,271,007	20,734	2,291,741
	1 商工費	2,271,007	20,734	2,291,741
8 土木費		4,507,750	△17,602	4,490,148
	2 道路橋梁費	2,250,023	△12,102	2,237,921
	4 都市計画費	1,774,479	△5,500	1,768,979
10 教育費		3,234,254	106,107	3,340,361
	1 教育総務費	362,314	2,000	364,314
	2 小学校費	821,494	250	821,744
	3 中学校費	497,692	1,339	499,031

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	1,053,361	44,539	1,097,900
	5 保健体育費	499,393	57,979	557,372
歳	出	合	計	
		34,829,498	1,080,341	35,909,839

第2表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和6年度 地域包括支援センターシステム貸借	令和7年度から 令和11年度まで	千円 41,569

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
辺地対策事業債	231,400	△ 6,400	225,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業債	1,442,700	16,900	1,459,600			
緊急自然災害防止対策事業債	41,200	700	41,900			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,893,410	712,430	3,605,840
17 県支出金	1,936,284	22,233	1,958,517
20 繰入金	3,828,344	197,085	4,025,429
22 諸収入	821,205	137,393	958,598
23 市債	2,207,200	11,200	2,218,400
歳入合計	34,829,498	1,080,341	35,909,839

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,704,183	769,025	4,473,208	689,889	800	11,000	67,336
3 民生費	9,350,016	21,584	9,371,600	15,128			6,456
4 衛生費	3,056,785	163,718	3,220,503			107,993	55,725
6 農林水産業費	1,622,725	16,775	1,639,500	14,075	700		2,000
7 商工費	2,271,007	20,734	2,291,741				20,734
8 土木費	4,507,750	△17,602	4,490,148	△17,677	△7,400	100	7,375
10 教育費	3,234,254	106,107	3,340,361	33,248	17,100	24,534	31,225
歳 出 合 計	34,829,498	1,080,341	35,909,839	734,663	11,200	143,627	190,851

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	297,316	688,506	985,822	1	総務管理費補助金	地域女性活躍推進交付金	2,112
						デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル）	187,403
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	494,041
						地域公共交通確保維持改善事業費補助金	4,950
2 民生費国庫補助金	136,645	11,649	148,294	2	児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金	666
						子ども・子育て支援施設整備交付金	10,983
5 土木費国庫補助金	803,229	△17,677	785,552	1	道路橋梁費補助金	社会資本整備総合交付金（道路）	△5,037
						社会資本整備総合交付金（雪寒）	△30,613
						道路メンテナンス事業補助金	21,978
						社会資本整備総合交付金（道路維持）	△738
				2	都市計画費補助金	△3,267	
7 教育費国庫補助金	42,582	29,952	72,534	2	小学校費補助金	教育支援体制整備事業費補助金（小）	1,410
						公立学校情報機器整備費補助金	2,746
				3	中学校費補助金	教育支援体制整備事業費補助金（中）	1,590
						4	社会教育費補助金
						国宝重要文化財等保存整備費補助金	19,367
						芸術文化事業補助金	4,839
計	1,293,932	712,430	2,006,362				

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	119,648	1,383	121,031	1 総務管理費補助金	1,383	富山県地域防災力向上支援事業費補助金	1,383
--------------	---------	-------	---------	---------------	-------	--------------------	-------

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	236,306	3,479	239,785	2	3,479	放課後児童健全育成補助金 666
				児童福祉費補助金		とやまっ子さんさん広場推進事業補助金 68
						富山県子ども・子育て支援施設整備補助金 2,745
4 農林水産業費県補助金	638,346	14,075	652,421	1	12,659	「次世代につなぐ集落営農」スマート農業支援事業補助金 3,596
				農業費補助金		農地利用効率化等支援交付金 8,608
						地域計画策定推進緊急対策事業補助金 398
						美しい農村景観整備事業補助金 57
				3		森林病虫害防除補助金 783
				林業費補助金	1,416	県単治山補助金 633
8 教育費県補助金	37,197	3,296	40,493	4 社会教育費補助金	3,296	文化財保存整備費補助金 3,296
計	1,074,614	22,233	1,096,847			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	3,815,804	197,085	4,012,889	1	190,851	財政調整基金繰入金 190,851
				10		施設等整備基金繰入金 100
				22		クレー射撃場施設管理基金繰入金 686
				31		こども未来創造基金繰入金 △500

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(1 基金繰入金)				34 南砺応援基金繰入金	5,948	南砺応援基金繰入金 5,948
計	3,828,344	197,085	4,025,429			

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

1 雑入	411,998	137,393	549,391	1 総務管理費雑入	11,000	自治総合センター助成金 11,000
				5 衛生費雑入	107,993	予防接種費雑入 21,806 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 86,187
				13 教育費雑入	18,400	自治総合センター助成金 1,000 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団支援金 12,200 日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 4,800 松翁記念財団国際交流事業助成金 400
				計	411,998	137,393

第 23 款 市債

第 1 項 市債

1 総務債	74,100	800	74,900	1 総務管理債	800	交流センター整備事業（過疎債） 800
6 土木債	927,800	△7,400	920,400	1 道路橋梁債	△5,300	市道整備（辺地債） △6,700 除雪機械整備（過疎債） △14,300 道路維持（辺地債） 300 道路維持（過疎債） 13,000

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
(6 土木債)						消融雪施設整備 (過疎債) △4,300
						市道整備・補助 (過疎債) 6,700
				2 都市計画債	△2,100	都市計画街路 (過疎債) △2,100
8 教育債	359,500	17,100	376,600	4 社会教育施設費	17,100	社会教育施設整備 (過疎債) 17,100
17 緊急自然災害防止対策 事業債	41,200	700	41,900	1 緊急自然災害防止対策 事業債	700	緊急自然災害防止対策事業債 (治山事業) 700
計	2,207,200	11,200	2,218,400			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 人事管理費	70,412	550	70,962	12 委託料	550	1 人事管理費	550				補正前額 / 補正額 / 補正後額 70,412 / 550 / 70,962 人事給与システム改修業務委託料 550	
7 企画費	181,436	9,000	190,436	18 負担金補助及び 交付金	9,000	2 企画費	9,000			(諸収) 9,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,705 / 9,000 / 34,705 コミュニティ助成事業補助金 9,000	
9 女性活躍・婚活 支援費	31,165	966	32,131	1 報酬 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 13 使用料及び賃借 料	26 280 444 16 180 20	1 女性・若者活 躍推進費	966	(国) 2,112		△1,146	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,188 / 966 / 19,154 ジェンダーギャップ解消市民会議 ・政策参与報酬 26 ・委員謝礼 280 ・委員旅費 444 ・事務費 196 ・会場使用料等 20	
13 公共交通費	288,702	256,789	545,491	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	254,820 1,969	1 公共交通費	256,789	(国) 192,353		64,436	補正前額 / 補正額 / 補正後額 46,832 / 256,789 / 303,621 地域連携モビリティサービス基盤構築 事業業務委託料 249,870 公共交通共創プロジェクト事業業務委 託料 4,950	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(13 公共交通費)											公共交通燃料価格高騰対策支援事業補助金 1,969	
14 災害対策費	54,547	4,766	59,313	18 負担金補助及び 交付金	4,766	1 災害対策費	4,766	(県) 1,383		(諸収) 2,000	1,383	補正前額 / 補正額 / 補正後額 45,613 / 4,766 / 50,379 コミュニティ助成事業補助金 2,000 自主防災組織資機材整備事業補助金 2,766
25 定住推進費	199,098	2,094	201,192	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 13 使用料及び賃借 料	5,760 △5,000 15 △287 120 295 13 1,178	1 定住推進費	2,094				2,094	補正前額 / 補正額 / 補正後額 161,409 / 2,094 / 163,503 地域おこし協力隊 ・報酬 5,760 ・給料 △5,000 ・職員手当 15 ・社会保険料 △287 ・旅費 120 ・事務費 295 ・通信費 13 ・住宅賃借料 600 ・活動車賃借料 578

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
26 総務施設管理費	80,497	819	81,316	12 委託料	819	4 交流センター 施設管理費	819		(地) 800		19 補正前額 / 補正額 / 補正後額 36,338 / 819 / 37,157 福野南部交流センター改修工事設計業 務委託料 562 山野交流センター改修工事設計業務委 託料 257	
計	3,213,008	274,984	3,487,992				274,984	195,848	800	11,000	67,336	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

1 税務総務費	155,553	494,041	649,594	10 需用費	100	5 定額減税補足 給付金給付費	494,041	(国) 494,041				補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,531 / 494,041 / 509,572 定額減税補足給付金 ・事務費 100 ・通信費 29 ・口座振込手数料 1,122 ・コールセンター業務委託料 3,190 ・給付金 489,600
計	252,031	494,041	746,072				494,041	494,041				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 老人福祉費	1,578,539	2,770	1,581,309	10 需用費 14 工事請負費	319 2,451	5 高齢者施設運 営費	2,770				2,770	補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,171 / 2,770 / 123,941 光龍館塩素自動注入器修繕料 319 特別養護老人ホーム福寿園非常用照明 設備修繕工事 1,265 特別養護老人ホームやすらぎ荘非常用 自家発電設備修繕工事 1,186
計	5,830,682	2,770	5,833,452				2,770				2,770	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

3 児童館費	111,693	18,814	130,507	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費 17 備品購入費 18 負担金補助及び 交付金	500 1,098 15,377 1,500 339	2 放課後児童ク ラブ費	18,814	(国) 11,649 (県) 3,479				3,686	補正前額 / 補正額 / 補正後額 67,638 / 18,814 / 86,452 福野小学校内放課後児童クラブ室整備 事業 ・事務費 500 ・実施設計業務委託料 873 ・工事監理業務委託料 225 ・工事請負費 15,377 ・備品購入費 1,500 とやまっ子さんさん広場推進事業 ・補助金（県補助分） 136 ・補助金（市上乘せ分） 203
計	3,519,334	18,814	3,538,148				18,814	15,128				3,686	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生総務費	1,445,514	2,400	1,447,914	20 貸付金	2,400	4 地域医療推進 費	2,400				2,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 26,337 / 2,400 / 28,737 看護学生等修学資金貸付金 2,400
2 予防費	183,073	161,318	344,391	1 報酬 4 共済費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	176 66 901 1,299 158,876	2 予防接種費	161,318			(諸収) 107,993	53,325	補正前額 / 補正額 / 補正後額 169,344 / 161,318 / 330,662 新型コロナウイルスワクチン定期接種 ・会計年度任用職員報酬 176 ・会計年度任用職員社会保険料 66 ・接種案内印刷 901 ・通信費 1,299 ・接種業務委託料 158,876
計	2,150,423	163,718	2,314,141				163,718			107,993	55,725	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

2 農業委員会費	33,217	0	33,217			1 農業委員会費	0	(県) 89			△89	補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,223 / 0 / 5,223 財源振替
3 農業振興費	635,739	14,466	650,205	3 職員手当等 7 報償費	245 40	6 水田農業経営 体活性化対策 費	14,005	(県) 12,204			1,801	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,398 / 14,005 / 27,403 農地利用効率化等支援交付金 8,608 「次世代につなぐ集落営農」活性化総

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(3 農業振興費)				10	40						合支援事業補助金 5,397	
				需用費		25	(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				11		地域計画策定	345	309		360 / 345 / 345		
				役務費		10	推進緊急対策			職員手当 245		
				13		費用				地区検討会		
18	使用料及び賃借料	10				・ 専門家謝礼 40						
	負担金補助及び交付金	14,121				・ 事務費 20						
						・ 資料印刷 20						
						・ 通信費 10						
						・ 会場使用料 10						
						26	(県)			補正前額 / 補正額 / 補正後額		
						美しい農村景観整備費	116	57		590 / 116 / 116		
						計	14,466	12,570		1,896	荒廃農地復元整備事業補助金 116	
計	791,125	14,466	805,591				14,466	12,659		1,807		

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

2				12		2	(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後額
林業振興費	180,213	1,044	181,257	委託料	1,044	森林育成対策費	1,044	783		261	125,650 / 1,044 / 126,694
											森林病害虫等防除業務委託料 1,044
4				14		1	(県)	(地)			補正前額 / 補正額 / 補正後額
治山費	37,735	1,265	39,000	工事請負費	1,265	県単治山費	1,265	633	700	△68	37,735 / 1,265 / 39,000
											治山復旧工事 1,265
計	605,983	2,309	608,292				2,309	1,416	700	193	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 商工観光施設維持費	553,145	20,734	573,879	7	160	32 その他施設維持費	1,282				1,282	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,129 / 1,282 / 18,411 第三セクター等の経営関与に関する経営会議 ・委員謝礼 160 ・委員旅費 160 ・経営診断等業務委託料 962
				8								
				10								
				12								
				16,999								
				962		36						補正前額 / 補正額 / 補正後額 290,737 / 19,452 / 310,189 圧雪車修繕料 16,999 たいらスキー場厨房機器購入 2,453
				2,453	スキー場管理費	19,452				19,452		
						計	20,734				20,734	
計	2,271,007	20,734	2,291,741				20,734				20,734	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	538,863	35,636	574,499	14 工事請負費	35,636	2 道路橋梁施設整備費(補助)	35,636	(国) 21,240	(地) 13,300	(繰入) 400	696	補正前額 / 補正額 / 補正後額 351,000 / 35,636 / 386,636 道路施設維持・更新等工事 35,636
2 道路改良費	798,499	△5,003	793,496	12 委託料 14 工事請負費	2,606 △19,209	1 道路新設改良費(補助)	△5,003	(国) △5,037		(繰入) △200	234	補正前額 / 補正額 / 補正後額 486,667 / △5,003 / 481,664 道路改良事業 ・測量設計業務委託料 2,606

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 道路改良費)				16 公有財産購入費	△2,400						・改良工事 △19,209 ・用地取得 △2,400 ・物件等補償 14,000	
4 除雪対策費	673,134	△37,672	635,462	11 役務費	117	1 除雪対策費	0	(国) △1,225			1,225	補正前額 / 補正額 / 補正後額 491,637 / 0 / 491,637 財源振替
				17 備品購入費	△37,649	3 除雪機械整備費	△37,672	(国)	(地)		△868	補正前額 / 補正額 / 補正後額 166,657 / △37,672 / 128,985 大型除雪機械購入 △37,672
				26 公課費	△140	計	△37,672	△23,729	△14,300		357	
5 消融雪施設維持費	138,527	6,409	144,936	12 委託料	1,034	1 消融雪装置管理費	6,409				6,409	補正前額 / 補正額 / 補正後額 138,527 / 6,409 / 144,936 消融雪配管設備 ・管理業務委託料 1,034 ・修繕工事 5,375
				14 工事請負費	5,375							
6 消融雪施設整備費	101,000	△11,472	89,528	14 工事請負費	△11,472	1 消融雪施設整備費(補助)	△11,472	(国) △6,884	(地) △4,300		△288	補正前額 / 補正額 / 補正後額 101,000 / △11,472 / 89,528 消融雪施設整備工事 △11,472
計	2,250,023	△12,102	2,237,921				△12,102	△14,410	△5,300	200	7,408	

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画街路費	206,478	△5,500	200,978	14 工事請負費	△4,000	1 都市計画街路 費	△5,500	(国) △3,267	(地) △2,100	(繰入) △100	△33	補正前額 / 補正額 / 補正後額 151,000 / △5,500 / 145,500 道路改良舗装工事 △4,000 物件等補償 △1,500
			21 補償補てん及び 賠償金	△1,500								
計	1,774,479	△5,500	1,768,979				△5,500	△3,267	△2,100	△100	△33	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

4 教育センター費	72,142	2,000	74,142	12 委託料	2,000	2 教育センター 運営費	2,000	(国) 2,746		(繰入) △500	△246	補正前額 / 補正額 / 補正後額 64,700 / 2,000 / 66,700 ネットワークアセスメント業務委託料 2,000
計	362,314	2,000	364,314				2,000	2,746		△500	△246	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

3 小学校教育振興 費	223,513	250	223,763	17 備品購入費	250	1 小学校教育振 興費	250	(国) 1,410			△1,160	補正前額 / 補正額 / 補正後額 199,645 / 250 / 199,895 児童用図書購入 250
計	821,494	250	821,744				250	1,410			△1,160	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 中学校管理費	211,552	1,089	212,641	14 工事請負費	1,089	2 中学校管理費	1,089	(国) 199			890	補正前額 / 補正額 / 補正後額 166,749 / 1,089 / 167,838 吉江中学校適応指導教室設置工事 1,089
3 中学校教育振興費	151,388	250	151,638	17 備品購入費	250	1 中学校教育振興費	250	(国) 1,391			△1,141	補正前額 / 補正額 / 補正後額 130,351 / 250 / 130,601 生徒用図書購入 250
計	497,692	1,339	499,031				1,339	1,590			△251	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

4 図書館費	144,399	6,366	150,765	10 需用費	628	1 図書館管理運営費	4,565			(繰入) 4,147	418	補正前額 / 補正額 / 補正後額 123,161 / 4,565 / 127,726 消防用設備修繕料 418 図書館環境整備事業 ・ 書架等購入 4,147		
				11 役務費	28									
				13 使用料及び賃借料	44	2 図書館資料整備費	1,801			(繰入) 1,801				補正前額 / 補正額 / 補正後額 21,238 / 1,801 / 23,039 図書館資料整備事業 ・ I C タグ購入 49 ・ 購入図書装備手数料 28 ・ 図書資料目録データ使用料 44 ・ 図書購入 1,680
				17 備品購入費	5,666	計	6,366			5,948	418			

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
5 文化財保護費	154,357	27,520	181,877	8	96	1 文化財保護費	1,557				1,557	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,124 / 1,557 / 21,681	
				10 需用費								1,743	市指定文化財「井波別院瑞泉寺」雨漏り修繕工事等補助金 872
				12 委託料								13,969	市指定天然記念物「杉尾神明社の門杉と櫓」伐採事業補助金 238
				14 工事請負費								10,155	市指定文化財「善徳寺」瓦葺き替え事業補助金 280
				18 負担金補助及び 交付金	1,557							市指定絵画「白孔雀」剥落止め事業補助金 167	
						3 世界遺産関係 費	25,963	(国) 19,367 (県) 3,296			3,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 96,498 / 25,963 / 122,461 相倉民俗館 1 号館修理事業 ・文化庁現地指導旅費 96 ・事務費 21 ・報告書印刷 1,722 ・設計監理等業務委託料 13,969 ・修理工事 10,155	
						計	27,520	22,663			4,857		
6 芸術文化推進費	43,667	9,718	53,385	12 委託料	9,718	1 芸術文化推進 費	9,718	(国) 4,839			4,879	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,720 / 9,718 / 17,438 文化芸術創造拠点形成事業 ・ワールドミュージック事業開催業務 委託料 9,176 ・経済波及効果調査業務委託料 542	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
9 教育文化施設費	319,424	935	320,359	10 需用費	935	6 福祉会館周辺 施設管理費	935			(諸収) 400	535	補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,560 / 935 / 32,495 松村謙三マンガ本（中国語版）印刷 935
計	1,053,361	44,539	1,097,900				44,539	27,502		6,348	10,689	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

1 体育総務費	119,377	10,000	129,377	18 負担金補助及び 交付金	10,000	2 体育団体育成 費	10,000				10,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 59,147 / 10,000 / 69,147 南砺市水泳協会活動支援補助金 10,000
2 体育振興費	7,460	1,242	8,702	10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借 料	95 15 728 404	2 生涯スポーツ 推進費	1,242			(諸収) 1,000	242	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,460 / 1,242 / 8,702 「なんと元気っ子パワーアップ大作戦 ！」事業 ・事務費 1 ・チラシ印刷 94 ・傷害保険料 15 ・講師派遣業務委託料 728 ・リフト使用料 404
3 体育施設費	372,556	46,737	419,293	8 旅費 10 需用費	69 1,710	4 プール管理費	21,120			(諸収) 12,200	8,920	補正前額 / 補正額 / 補正後額 131,539 / 21,120 / 152,659 福野B&G海洋センタープール鉄骨修 繕工事 21,120

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 体育施設費)				11	110	6 その他施設維持費	1,880				1,880	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,691 / 1,880 / 11,571 たいらクロスカントリー場 ・圧雪車修繕料 1,710 ・指定管理料精算(過年度分) 170
				12 委託料								
				14 工事請負費		44,678						
				計	46,737			17,100	17,686	11,951		
計	499,393	57,979	557,372				57,979		17,100	18,686	22,193	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計					
補正後	長 等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,708	9,099	53,474	
	議 員	18	80,360		(3.4月分) 32,721			113,081	22,948		136,029	
	その他の特別職	2,088	82,865					82,865			82,865	
	計	2,109	163,225	26,760	43,337		291	233,613	29,656	9,099	272,368	
補正前	長 等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,708	9,099	53,474	
	議 員	18	80,360		(3.4月分) 32,721			113,081	22,948		136,029	
	その他の特別職	2,088	82,839					82,839			82,839	
	計	2,109	163,199	26,760	43,337		291	233,587	29,656	9,099	272,342	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職		26					26			26	
	計		26					26			26	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(534) 635	654,032	2,184,939	1,354,319	4,193,290	782,837	388,220	5,364,347	
補正前	(531) 637	648,096	2,189,939	1,354,059	4,192,094	783,058	388,220	5,363,372	
比較	(3) △ 2	5,936	△ 5,000	260	1,196	△ 221		975	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	54,425	38,784	14,035	46,475	17,975	86,096		
	補正前	54,425	38,784	14,035	46,475	17,975	85,851		
	比較						245		
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,694	591,486	480,324	20,885		
	補正前		1,140	2,694	591,461	480,334	20,885		
	比較				25	△ 10			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(18) 513		1,899,730	1,045,704	2,945,434	581,182	363,611	3,890,227	
補 正 前	(18) 513		1,899,730	1,045,459	2,945,189	581,182	363,611	3,889,982	
比 較				245	245			245	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	54,425	38,784	14,035	39,803	11,843	85,496		
	補正前	54,425	38,784	14,035	39,803	11,843	85,251		
	比 較						245		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,694	431,021	345,878	20,585		
	補正前		1,140	2,694	431,021	345,878	20,585		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(516) 122	654,032	285,209	308,615	1,247,856	201,655	24,609	1,474,120	
補 正 前	(513) 124	648,096	290,209	308,600	1,246,905	201,876	24,609	1,473,390	
比 較	(3) △ 2	5,936	△ 5,000	15	951	△ 221		730	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				6,672	6,132	600		
	補正前				6,672	6,132	600		
	比 較								
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				160,465	134,446	300		
	補正前				160,440	134,456	300		
	比 較				25	△ 10			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 5,000	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 5,000	会計年度任用職員給料の減 △ 5,000
職員手当	260	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	260	時間外手当の増 245 会計年度任用職員職員手当等の増 15

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和5年度末までの支出見込額		令和6年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
						特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和6年度 地域包括支援センターシステム賃貸借	41,569			令和7年度 ～ 令和11年度	41,569			41,569	
104件（既設定分）	6,311,840		1,390,425		4,921,415	262,115	118,300	36,663	4,504,337
合計	6,353,409		1,390,425		4,962,984	262,115	118,300	78,232	4,504,337

地方債の令和5年度末における現在高及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和5年度 繰越事業 起債見込額	令和6年度中増減見込額						令和6年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,644,722	188,300	264,100		264,100	349,525		349,525	3,747,597
(1) 総務債	44,925					6,313		6,313	38,612
(2) 民生債	2,455					1,367		1,367	1,088
(3) 衛生債	426,064		10,600		10,600	26,991		26,991	409,673
(4) 農林水産業債	773,166	159,100	129,100		129,100	51,926		51,926	1,009,440
(5) 商工債	23,684					3,373		3,373	20,311
(6) 土木債	1,035,110	29,200	124,400		124,400	145,422		145,422	1,043,288
(7) 消防債	17,995					2,164		2,164	15,831
(8) 教育債	1,321,323					111,969		111,969	1,209,354
2. 災害復旧債	186,837	110,400	149,600		149,600	26,469		26,469	420,368
(1) 補助災害復旧債	186,208	110,400	149,600		149,600	25,840		25,840	420,368
(2) 単独災害復旧債	629					629		629	0
3. その他	32,368,278	368,100	1,793,500	11,200	1,804,700	4,531,393		4,531,393	30,009,685
(1) 辺地対策事業債	1,859,729	70,100	231,400	△6,400	225,000	263,749		263,749	1,891,080
(2) 過疎対策事業債	10,594,414	183,400	1,442,700	16,900	1,459,600	1,164,055		1,164,055	11,073,359
(3) 合併特例債	6,383,620					1,645,417		1,645,417	4,738,203
(4) 全国防災事業債	183,750					11,065		11,065	172,685
(5) 緊急防災・減災事業債	1,594,377	19,300	19,900		19,900	280,914		280,914	1,352,663
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	27,001					4,500		4,500	22,501
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	365,077	64,400				17,635		17,635	411,842
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	135,055	30,900	41,200	700	41,900	7,518		7,518	200,337
(9) 緊急浚渫推進事業債	6,100		5,500		5,500	600		600	11,000
(10) 脱炭素化推進事業債	29,200		2,800		2,800				32,000
(11) 減税補填債	22,941					10,867		10,867	12,074
(12) 臨時財政対策債	11,126,505		50,000		50,000	1,119,290		1,119,290	10,057,215
(13) 減収補てん債	40,509					5,783		5,783	34,726
合 計	36,199,837	666,800	2,207,200	11,200	2,218,400	4,907,387		4,907,387	34,177,650

議案第56号

令和6年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和6年度南砺市病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	4,266,312 千円	9,882 千円	4,276,194 千円
第1項 医業費用	4,230,213 千円	9,882 千円	4,240,095 千円
支出合計	7,257,073 千円	9,882 千円	7,266,955 千円

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度 南砺市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的支出の補正

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 費用			4,266,312	9,882	4,276,194	
	1 医業費用		4,230,213	9,882	4,240,095	
		3 経費	811,228	9,882	821,110	ホスピタルアート業務委託料 9,882 千円

令和6年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 97,911
減価償却費	283,257
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 26,314
引当金の増減(△は減少)	2,221
貸倒引当金の増減(△は減少)	200
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 212
受取利息	△ 75
支払利息	27,000
小計	191,166
利息の受取額	75
利息の支払額	△ 27,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	164,241

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 95,610
無形固定資産の取得による支出	△ 36,654
国庫補助金等による収入	2,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,514

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	99,600
企業債の償還による支出	△ 293,468
一般会計からの出資による収入	158,892
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,976

資金増減額	△ 249
資金期首残高	1,284,481
資金期末残高	1,284,232

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 96,619
減価償却費	226,672
固定資産除却費	11,081
長期前受金戻入	△ 25,653
引当金の増減(△は減少)	14,345
受取利息	△ 2

支払利息	39,954
小計	169,778
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 39,954
業務活動によるキャッシュ・フロー	129,826
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 304,641
無形固定資産の取得による支出	△ 3,099
国庫補助金等による収入	2,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 304,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	294,100
企業債の償還による支出	△ 406,465
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 62,000
一般会計からの出資による収入	245,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,546
資金増減額	△ 103,618
資金期首残高	738,122
資金期末残高	634,504
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	0
引当金の増減(△は減少)	△ 14
未払金の増減(△は減少)	△ 5,000
支払利息	1
小計	△ 5,013
利息の支払額	△ 1
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,014
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 1,383
一般会計からの出資による収入	1,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金増減額	△ 5,014
資金期首残高	28,867
資金期末残高	23,853

議案第57号

令和6年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
令和6年度 水道事業料金改定計画策定支援業務委託	令和7年度	千円 6,149

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和5年度までの支出額		令和6年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和6年度 水道料金改定計画策定支援 業務委託	6,149			令和7年度	6,149				6,149
1件（既設定分）	12,642			令和6年度	12,642				12,642
合計	18,791				18,791				18,791

議案第58号

令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
令和6年度 下水道事業 料金改定計画策定支援業務委託	令和7年度	千円 6,600

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和5年度までの支出額		令和6年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
令和6年度 下水道事業 料金改定計画 策定支援業務委託	6,600			令和7年度	6,600				6,600
8件（既設定分）	194,332		97,053		97,279				97,279
合計	200,932		97,053		103,879				103,879

議案第 5 9 号

南砺市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例の制定について

南砺市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の
課税免除に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあっては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。

）に対しては、南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）第54条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により固定資産税を課税免除することができる。

（1）製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

（2）情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

（課税免除の期間）

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

（課税免除の申請）

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除の申請書を市長に提出しなければならない。

（課税免除の取消し）

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第60号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税
に関する条例の一部改正について

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年南砺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「特定業務施設（法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。）」を「法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - （1）この条例（第2条の改正規定のうち同条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。）による改正後の南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例第2条第1項の規定 令和6年4月1日
 - （2）この条例（第2条の改正規定のうち同条第1項中「特定業務施設（法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。）」を「法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」に改める部分に限る。）による改正後の南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（次項において「新条例」という。）第2条第1項の規定 令和6年4月19日

（経過措置）

- 3 前項第2号に定める日前に新設され、又は増設された設備に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税については、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第61号

南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成16年南砺市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項から第4項までを削る。

第4条中「ひとり親等」を「ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第62号

南砺市国民健康保険税条例の一部改正について

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険税条例（平成17年南砺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南砺市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第63号

南砺市下水道条例の一部改正について

南砺市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市下水道条例の一部を改正する条例

南砺市下水道条例（平成16年南砺市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属することとなる責任技術者の氏名」を「選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第2号中「定款」の次に「又は寄附行為」を、「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第4号中「専属」を「選任」に改める。

第6条の3第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第6条の4の見出し中「排水設備工事」を削り、同条第1項中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、富山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、富山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

富山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

富山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年富山県指令市第965号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第65号

小矢部川圏域総合流域防災事業 城端地域バイパス水路整備その14工事
請負契約の締結について

小矢部川圏域総合流域防災事業 城端地域バイパス水路整備その14工事について、
下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第2条の規定により、議会の
議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中 幹夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 小矢部川圏域総合流域防災事業 城端地域バイパス水路整備
その14工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 187,660,000円
(内消費税等17,060,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市野田425番地7
安達建設株式会社
代表取締役 安達 正彦 |

議案第66号

南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事請負契約の締結について

南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 172,513,000円
(内消費税等15,683,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市野尻665番地
梅本建設工業株式会社
代表取締役 梅本 大輔 |

議案第67号

財産の取得について（追認）

下記財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市役所番号利用事務系端末 270台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 39,380,000円
(内消費税等3,580,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市五福末広町1033番地
NES株式会社
代表取締役 成川 和彦 |

議案第68号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中 幹夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市役所LGWAN系ノートパソコン 330台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 32,450,000円
(内消費税等2,950,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町2番2号
株式会社インテック 行政システム事業本部
本部長 谷口 庄一郎 |

議案第69号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | IOX-AROSAスキー場圧雪車 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 73,150,000円
(内消費税等6,650,000円) |
| 4 契約の相手方 | 長野県長野市北尾張部145番地
日本ケーブル株式会社長野支店
上席執行役員長野支店長 小澤 弘一 |

議案第70号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | たいらスキー場圧雪車 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 72,490,000円
(内消費税等6,590,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 齊藤 志郎 |

議案第71号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|--|----|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪グレーダ4m級（福光A） | 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 取得価格 | 35,607,000円
(内消費税等3,237,000円) | |
| 4 契約の相手方 | 富山市本郷2413番地1
コマツ富山株式会社
取締役社長 久保 賢児 | |

議案第72号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|--|----|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪グレーダ4m級（福光B） | 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 取得価格 | 35,607,000円
(内消費税等3,237,000円) | |
| 4 契約の相手方 | 富山市本郷2413番地1
コマツ富山株式会社
取締役社長 久保 賢児 | |

議案第73号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|---------------------------------------|----|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ14t級（城端） | 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 取得価格 | 22,330,000円
(内消費税等2,030,000円) | |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 齊藤 志郎 | |

議案第74号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 平中学校スクールバス 1台 |
| 2 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 取得価格 | 20,570,000円
(内消費税等1,870,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市金戸268番地1
なんと農業協同組合
代表理事組合長 上田 憲仁 |

議案第75号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 財産の所在 | 南砺市野尻567番1 外4筆 |
| 2 財産の種別、数量 | 土地（田、用悪水路） 9, 726 m ² |
| 3 取得の方法 | 売買契約 |
| 4 取得価格 | 97, 018, 882円 |
| 5 契約の相手方 | 南砺市野尻570番地
齋藤 松治 外2名 |

議案第76号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	遊部12号線	遊部		
		遊部		

議案第77号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	遊部12号線	遊部		
		遊部		
2	前田2号線	前田		
		前田		

報告第3号

令和5年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	電算管理費	2,640,000	2,640,000				2,640,000	
		インターネット費	17,864,000	17,864,000				17,864,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	17,168,000	17,168,000	17,168,000				
3 民生費	1 社会福祉費	災害見舞金支給費	3,000,000	2,820,000				2,820,000	
		社会福祉施設運営費	12,502,000	7,744,000				7,744,000	
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費	75,088,000	22,736,000	22,736,000				
		低所得者支援給付金給付費	124,208,000	60,958,000	60,958,000				
		高齢者施設運営費	72,693,000	70,925,000	45,926,000	18,000,000		6,999,000	
		地域包括ケアセンター管理費	785,000	785,000				785,000	
	2 児童福祉費	児童育成費	8,773,000	8,773,000				8,773,000	
		放課後児童クラブ費	8,530,000	4,659,000	4,514,000			145,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	448,000	448,000	448,000				
6 農林水産業費	2 農地費	県営土地改良費	217,833,000	202,072,000		197,500,000		4,572,000	
		県単土地改良費	11,122,000	3,840,000		2,500,000		1,340,000	
		豪雨災害対策費（農地費）	9,568,000	5,737,000				5,737,000	
	3 林業費	林業振興対策費	618,000	618,000				618,000	
		林道整備事業負担金	16,476,000	16,476,000		12,900,000		3,576,000	
		県単治山費	7,100,000	7,100,000	3,500,000	3,500,000		100,000	
		林業構造改善費	18,697,000	18,697,000	15,821,000			2,876,000	
		有害鳥獣対策費	150,000	150,000				150,000	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	地域産業振興事業費	8,000,000	4,000,000				4,000,000	
		利賀観光施設維持費	17,133,000	17,133,000		17,100,000		33,000	
		温泉施設維持費	8,866,000	8,778,000				8,778,000	
		合掌の里管理費	66,000,000	66,000,000			66,000,000		
8 土木費	1 土木管理費	土木管理費	1,496,000	1,496,000				1,496,000	
	2 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費(補助)	105,168,000	29,035,000	13,708,000	5,600,000		9,727,000	
		道路新設改良費(補助)	413,356,000	303,347,000	168,986,000	125,300,000		9,061,000	
		道路新設改良費(単独)	134,128,000	130,616,000		90,000,000		40,616,000	
		消融雪装置管理費	6,255,000	5,738,000				5,738,000	
	3 河川費	河川管理費	116,836,000	107,402,000	38,250,000	63,000,000		6,152,000	
	4 都市計画費	都市計画管理費	7,645,000	7,645,000	3,322,000			4,323,000	
都市計画街路費		23,034,000	14,001,000	2,536,000	1,700,000		9,765,000		
9 消防費	1 消防費	消防団施設費	19,508,000	19,508,000		19,300,000		208,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校管理費	12,906,000	7,513,000				7,513,000	
		小学校教育教材備品整備費	658,000	658,000				658,000	
	4 社会教育費	世界遺産関係費	4,334,000	4,334,000				4,334,000	
		美術館管理費	3,960,000	3,960,000				3,960,000	
		美術館自主事業費	770,000	770,000				770,000	
		平若者センター管理費	4,499,000	4,499,000				4,499,000	
		芸術文化施設管理費	4,477,000	4,477,000				4,477,000	
5 保健体育費	プール管理費	12,177,000	11,990,000				11,990,000		
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費(補助)	187,740,000	187,740,000	113,131,000	64,900,000		9,709,000	
		農業用施設等災害復旧費(単独)	15,000,000	10,430,000				10,430,000	
		林道災害復旧費(補助)	76,840,000	76,840,000	46,550,000	26,900,000		3,390,000	
	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費(補助)	67,711,000	67,710,000	45,162,000	18,600,000		3,948,000	
合計			1,943,760,000	1,567,830,000	602,716,000	666,800,000	66,000,000	232,314,000	

令和5年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費 (補助) (繰越)	75,310,000		75,310,000		75,310,000	25,000,000	50,231,000			79,000	市道山の神線災害復旧工事の施工に不可欠な資材である雪庇防護柵が、各方面での需要増の影響を受け、入手困難な状況となった。その雪庇防護柵の納期が令和6年5月まで後ろ倒しになったため、同工事を令和5年度内に完了させることができなかった。
合計			75,310,000		75,310,000		75,310,000	25,000,000	50,231,000			79,000	

報告第5号

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	事業費	訪問看護事業費	869,000	752,000				752,000	
	合計		869,000	752,000				752,000	

報告第6号

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	工業用地造成費	8,840,000	8,579,000				8,579,000	
合計			8,840,000	8,579,000				8,579,000	

令和5年度南砺市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度南砺市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国県支出金	企業債	その他	損益勘定留保資金					
1	南砺市民病院事業資本的支出	1	建設改良費	病床管理業務支援システム導入	9,310,000	1,089,000	7,570,000				7,570,000	651,000		連携サーバーの納入が遅れたため
合 計			9,310,000	1,089,000	7,570,000				7,570,000	651,000				

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国県支出金	企業債	その他	自己資金				
1	公立南砺中央病院事業費用	1	医業費用	公立南砺中央病院介護医療院システム構築業務委託	9,796,000		9,313,000			9,313,000	483,000		6階病棟の介護医療院への転換が、令和6年度になったため
1	病院統括事業費用	1	医業費用	公立南砺中央病院（療養病床）介護医療院転換支援業務委託	3,053,000		3,053,000			3,053,000			介護医療院への転換に係る県との調整等に時間を要したことから、業務委託期間を延長したため
合 計			12,849,000		12,366,000				12,366,000	483,000			

令和5年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明	
						県費補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金				
1	水道事業資本的支出	1	建設改良費	信末地内配水管更新工事	10,780,000	4,310,000	6,470,000				6,470,000		契約後に、用水下越し箇所での工法変更に伴う県道管理者との協議に時間を要した。加えて、受注者の従業員が令和6年能登半島地震の災害支援に従事したため、年度内に施工を完了できなかった。
合	計				10,780,000	4,310,000	6,470,000				6,470,000		

令和5年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						県費補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	下水道事業資本的支出	1 建設改良費	井波地内管渠工事	1,815,000		1,815,000		1,800,000		15,000		県施工のボックスカルバート敷設工事が完了しないと、管渠工事に着手できない状況となった。その県施工工事が年度内に完了しなかったため、管渠工事も年度内に完了できなかった。
合	計			1,815,000		1,815,000		1,800,000		15,000		

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
4	令和6年2月24日に南砺市北川地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 75,686円	令和6年 5月9日
5	令和6年4月5日に南砺市山見地内で発生した市有自動車の交通事故	砺波市在住1名	市が支払う額 283,107円	令和6年 5月10日

報告第11号

債権放棄の報告について

南砺市債権管理条例（平成23年南砺市条例第1号）第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

記

債権の名称	債権の額 (円)	放棄の理由 (第9条第1項該当号)	件数	放棄の期日
水道料金	442,696	時効経過等（第1号）	8	令和6年3月29日
	53,225	行方不明等（第4号）	8	
	42,064	死亡等（第5号）	8	
医業収益	145,530	破産等（第3号）	3	
	33,750	行方不明等（第4号）	2	
	147,280	死亡等（第5号）	5	
合計	864,545		34	